

# 羽曳野市議会議員一般選挙

## 投票日時は 9月8日(日) 7:00 ~ 20:00

開票日時：9月8日(日) 21:00から 開票場所：羽曳野市立市民体育館 (羽曳野市西浦 1047番地)

### 投票できる人

市内の投票所で投票できる人は、満20歳以上(平成5年9月9日までに生まれた人)の日本国民で、平成25年5月31日までに羽曳野市の住民基本台帳に記載され、引き続き居住されている人です。

### 各自の投票所入場整理券をお持ちください

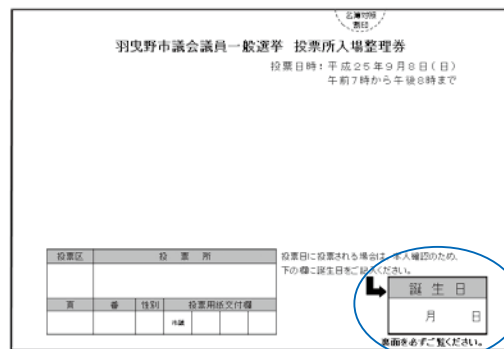
投票所入場整理券は、8月31日(土)までに世帯全員分を同封して各家庭に郵送します。紛失しないようにして、投票所へ持参してください。何らかの事情で届かなかった場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

なお、投票所入場整理券の表面に誕生日を記入して投票所に持参してください。

### 本人確認にご協力をお願いします

有権者の皆さんの大切な選挙権を確実にご本人に行使していただくために、投票所では次のいずれかの方法で本人確認をさせていただきます。

- ①投票所入場整理券の「誕生日記入欄」に誕生日を記入していただく。
- ②誕生日(○月○日)を口頭で答えていただく。
- ③運転免許証や健康保険証などご本人と確認できるものをお見せいただく。



羽曳野市議会議員一般選挙 投票所入場整理券  
投票日時：平成25年9月8日(日)  
午前7時から午後8時まで

投票区	投票所

投票日に投票される場合は、本人確認のため、下の欄に誕生日を記入してください。

誕生日	
月	日

※記入を必ずご確認ください。

投票所にお越しの際は、事前にご記入の上、ご持参ください。

### 選挙公報は各家庭に配布

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報は、9月7日(土)までに各家庭に配布する予定です。お手元に届かない場合は、市選挙管理委員会までご連絡ください。なお、選挙公報は、羽曳野市内の主な公共施設にも備え付けますのでご利用ください。また、点字版および朗読テープによる「選挙のお知らせ」も用意しています。

### 候補者のポスターは公営掲示板に

各候補者のポスターは、選挙管理委員会が設置したポスター掲示板250カ所に貼られます。(それ以外の屋外掲示は違法になります。)選挙期間中は、掲示しているポスターにいたずらしたり、破損したりすると処罰されますので注意してください。

### インターネットを使った選挙運動

ウェブサイトなど(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブックなどのSNS、動画共有サービス、動画中継サイトなど)を利用した選挙運動は、何人も可能となります。電子メールを利用した選挙運動は、候補者に限って可能となります。



#### 〔選挙運動の方法等に関する規制(例)〕

- ①候補者以外の方は、電子メールを使って選挙運動をしてはいけません。
- ②HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません。
- ③未成年の選挙運動は禁止されています。
- ④選挙運動は、告示日から投票日の前日までしか行うことができません。

#### 〔誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)〕

- ⑤候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません。

⑥悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません。

⑦氏名などを偽って通信してはいけません。

⑧候補者などのウェブサイトを改ざんしてはいけません。

これら①～⑧の禁止行為は処罰の対象となります。また、候補者に対して、悪質な誹謗中傷をするなど、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めてください。

#### (注)

- ・未成年の選挙運動は禁止されています。

## 期日前投票

投票所入場整理券を持ってお越しください。

### ■期日前投票ができる人■

投票日当日、仕事やレジャー、病気やケガ、妊娠などの理由で投票所に行くことができないと見込まれる方は、あらかじめ期日前投票所で投票することができます。

### ■期日前投票の手続き■

選挙人ご本人が、投票所入場整理券を持って期日前投票所までお越しください。期日前投票所に備え付けます「期日前投票宣誓書」に記入して提出すれば投票していただけます。なお、**事前に自宅などで期日前投票宣誓書の記入ができるように、投票所入場整理券の裏面に期日前投票宣誓書を印刷しています。ぜひご利用ください。**

### ☆期日前投票（不在者投票）ができる期間と場所

9月2日(月)～9月7日(土)

投票時間はいずれも8:30～20:00

○羽曳野市役所本庁1階ロビー 住所：羽曳野市誉田 4-1-1

○総合スポーツセンター（はびきのコロセアム）1階幼児室 住所：羽曳野市恵我之荘 4-237-4

## 不在者投票

### ■不在者投票ができる人■

羽曳野市選挙人名簿に登録されているが、投票所（または期日前投票所）に行くことができない方で、次のいずれかに該当する場合は、事前に手続きすることで不在者投票ができます。

※不在者投票の手続きには、日数が必要となりますので、お早めに選挙管理委員会までご連絡ください。

#### ①長期出張や出産などの理由で、羽曳野市外に滞在している場合

羽曳野市選挙管理委員会に投票用紙等の交付を請求し、交付を受けてから最寄りの市区町村選挙管理委員会で投票することができます。なお、投票用紙等の請求はできるだけお早めにお手続きください。

#### ②都道府県選挙管理委員会が指定した病院などの施設に入院、入所している場合

投票したい旨をその病院長（施設長）に申し出ると、その病院（施設）で不在者投票をすることができます。（※右の点線枠内参照）

#### ③身体に障がいをお持ちの人（公職選挙法に定められている一定の障がいに該当する人）

「郵便等による不在者投票」の制度があります。

※郵便による不在者投票を行うためには、「郵便等投票証明書」が必要となりますので、あらかじめ交付申請を行っておください。

※「不在者投票宣誓書・請求書」の用紙は選挙管理委員会事務局および期日前投票所に備え付けています。また、市ウェブサイトからダウンロードすることができます。

### 市内の指定病院（施設）

◆丹比荘病院◆島田病院◆城山病院  
◆天仁病院（前名：豊川病院）◆藤本病院◆高村病院◆府立呼吸器・アレルギー医療センター◆老人保健施設悠々亭◆介護老人保健施設まほろば◆老人保健施設あつたか村◆四天王寺悲田院養護老人ホーム◆四天王寺悲田院特別養護老人ホーム◆特別養護老人ホーム河原城苑◆羽曳野特別養護老人ホーム◆ケアハウスはびねす軽里◆ケアハウススマイル◆特別養護老人ホームスマイル◆ケアハウスロイヤルアンジュ◆特別養護老人ホームアンジュ◆介護付有料老人ホームライフコート春秋◆介護付有料老人ホームライフビュー◆特別養護老人ホームあすくの里◆特別養護老人ホームあすくの里（老人短期入所施設）◆オアシス北燦（ほくさん）◆介護付有料老人ホームグッドタイムまほろば◆介護老人保健施設宙

### ※投票所変更のお知らせ

第20投票所 佛号寺→飛鳥公民館 第24投票所 丹比小学校学童教室→丹比小学校体育館 第34投票所 埴生南小学校教室→埴生南小学校学童教室

## ■郵便などによる不在者投票のできる人■

### ①身体障がい者手帳をお持ちの方で、手帳に次の記載がある方

- ・両下肢、体幹または移動機能の障がいの程度が1級もしくは2級
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が、1級もしくは3級
- ・免疫もしくは肝臓の障がいの程度が1級から3級まで

※身体障がい者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が上記の障がいの程度に該当することを、羽曳野市長が証明した方も該当します。

### ②戦傷病者手帳をお持ちの方で、手帳に次の記載がある方

- ・両下肢、体幹の障がいの程度が、特別項症から第2項症まで
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸もしくは肝臓の障がいの程度が、特別項症から第3項症まで

※戦傷病者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が上記の障がいの程度に該当することを、大阪府知事が証明した方も該当します。

### ③介護保険の被保険者証をお持ちの方で、被保険者証に次の記載がある方

- ・要介護状態区分が要介護5

## ■郵便などによる不在者投票のできる期間■

期日前投票および一般の不在者投票の場合と同じです。ただし、この投票は、投票日当日（9月8日（日））の投票所を閉じる時刻までに、選挙管理委員会の委員長を経由して投票所へおくらなければなりませんので、必ず郵便などでお早めにお送りください。

## ■郵便などによる不在者投票の投票用紙等の交付請求手続■

あらかじめ申請して交付を受けた「郵便等投票証明書」を添えて、所定の様式の請求書により、選挙期日の4日前（9月4日（水））までに、選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に対して、郵便などにより投票用紙等の交付を請求してください。（また、「郵便等投票証明書」の有効期限の切れている方は、前記の手帳などを添えて選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に対して「郵便等投票証明書」の交付申請を行い、あらかじめ交付を受けてください。）

各投票所には車いすを利用されている人のための記載台や目の不自由な人のための点字器をご用意しています。また、投票日当日、投票所で手話通訳や車いすが必要な方は、事前に市選挙管理委員会にご連絡ください。

## ■郵便等による不在者投票における代理記載制度■

郵便等による不在者投票ができる方のうち、次の（1）または（2）に該当する方はあらかじめ選挙管理委員会に届け出た選挙権のある方に投票に関する記載（以下「代理記載」という。）をさせることができます。

（1）身体障がい者手帳に、上肢または視覚の障がい度が1級である者として記載されている方

※身体障がい者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が上記の障がいの程度に該当することを、羽曳野市長が証明した方も該当します。

（2）戦傷病者手帳に、上肢または視覚の障がい程度が特別項症から第2項症までである者として記載された方

※戦傷病者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が上記の障がいの程度に該当することを、大阪府知事が証明した方も該当します。

なお、代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ代理記載の方法による投票を行うことができる方であることの証明手続と代理記載人となる方の届出の手続を行っておく必要があります。（これらの手続を同時に行うことも可能です。）

### <問合せ>

羽曳野市選挙管理委員会事務局

☎ 958-1111

（内線 4610・4620）